

マックス・ヴェーバーの社会学理論における
「法秩序」の位置（二）

吉 田 勇

- I はじめに
- II 基礎概念論における「秩序」の位置
 - 一 『シュタムラー批判』における「法的規則」
 - 二 『理解社会学のカテゴリー』における「秩序」の位置（以上本号）
 - 三 『社会学の基礎概念』における「秩序」の位置
- III 実質的な社会学的研究における「法秩序」の位置
 - 一 「法」の「固有法則性」
 - 二 「法」の「合理化」
- IV 結論にかえて

I はじめに

われわれが本稿で取りあげるのは、マックス・ヴェーバーの法社会学理論である。ヴェーバーはナイゲン・エールリッヒ、エミール・デュルケムらと並んで、法社会学理論の自覚的な創始者のひとりとしてすでに「古典家」と称され、その理論にもすでに「古典的」位置が与えられているかに思われる⁽¹⁾。われわれもこのような位置づけに異論はないが、その場合「古典的」とは、かれの理論がもはや現代的意義を失い単なる学説史や理論史上の意義をもつにすぎないとか、すでに研究し尽され論じ尽されたかといった意味においてはではない。第一に、ヴェーバーの法社会学理論を通して法社会学理論そのものの生成に立ち会うことができるという意味において、第二に、かれの理論が現代に至るまでの法社会学理論のなかで、どのように継承されまたは批判されてきたか、どのような発展や修正をみてきたか、をおおよそ検証しうる〈距離〉にあるという意味において、である。

このような〈距離〉は、かれの理論の置かれていた状況を把握する必要性と可能性、および、その理論に取り組むわれわれの側の位置を自覚する必要性と可能性とをあわせて示してくれるはずである。法社会学理論そのものの生成に立ち会うという第一の意味に比重を置いてヴェーバーの理論に向かうとすれば、その置かれていた状況がまず問われることになる。

われわれが先述のような〈距離〉をとりうる理論を解明しようとする場合、理論家が、その理論家によって生きられた世界（現実世界と理論世界）の只中であって、どのような課題に応答するために自己の理論を生み出したのか、を明らかにすることが必要であり、また可能である。理論家、その理論家によって生きられた世界、生み出された理論

をそれぞれ、「主体」、「歴史」、「理論」と名づけるとすれば、相対的な重点の置き方によって「理論」研究の三つの方法が区別される。第一は「理論」それ自体に重きを置く方法（〈理論化〉的方法）、第二は「歴史」から「理論」をとらえる方法（〈歴史化〉的方法）、第三が「主体」から「理論」をとらえる方法（〈主体化〉的方法）である。われわれは〈理論化〉的方法を採用ことにしたが、どのような「理論」も、理論史的文脈のなかで、「主体」によって主体的に構成されたものであると同時に、「歴史」から抽象されたものであるから、この方法にも、相対的な重点の置きかたによって三つが区別される。理論史的文脈のなかで「理論」を位置づける〈理論史〉的方法、「理論」における主体的構成性の契機に比重を置く〈理論↓主体〉的方法、それに「理論」における歴史的抽象性の契機に重きを置く〈理論↓歴史〉的方法である。われわれが本稿の第二章で基礎概念論を検討する場合には〈理論↓主体〉的方法が、第三章で実質的な社会学的研究を検討する場合には〈理論↓歴史〉的方法が、それぞれ主たる方法とされ、他の理論家の「理論」に対するかれの批判に着目するかぎりにおいて若干〈理論史〉的方法もとり入れられる。

さて、先述の「歴史」、「理論」、「主体」の関係を理論家自身がどのように意識していたのかを把握するために、〈歴史意識〉〈方法意識〉〈問題意識〉なる概念を方法的に設けることにしよう。「歴史」と「主体」との関係の規定するものが〈歴史意識〉、「理論」と「主体」との関係を規定するのが〈方法意識〉、「主体」において「歴史」と「理論」との結節点をなすのが〈問題意識〉である。すでに述べたように、われわれはもっぱら〈理論化〉的方法を採用するので、これら三つの〈意識〉の全体を問うことはできない。まずは〈方法意識〉を相対的に重視することになるが、それだけでは充分でないのはもとよりである。ヴェーバーは体系的な形でいわゆる「一般理論」を構成していないのであるが、それはそのような構成をはじめから断念したわけでもなければ意図しながら未完に終わったわけでもない。

説 かれははじめから自己の強い〈問題意識〉に引き寄せた「理念型」的類型論を構成しているのである。われわれは、

論 相対的にみると、基礎概念論の検討では主体的構成性の契機を通して〈方法意識〉に、実質的な社会学的研究の検討では、歴史的抽象性の契機を通して〈歴史意識〉に関わることが多くなるであろう。もちろんいずれの形態の「理論」

も二つの契機から成るのであるから、われわれがヴェーバーの「理論」のなかに見い出すのは、〈方法意識〉化された〈歴史意識〉か〈歴史意識〉化された〈方法意識〉かのいずれかであると言うこともできる。このように、われわれはただ、基礎概念論および実質的な社会学的研究に表現されている限りにおいて、それらの意識に迫ろうと試みるにとどまる。

やや図式的に単純化して、ヴェーバーの法社会学理論の置かれた状況とそのような状況にあるかれの理論を研究の対象にするわれわれの視座の限定性を明らかにしたが、つぎに、ヴェーバーの法社会学理論の検討に先立ち、かれの「法」との関わりがどのように始まったのかをごく簡単に記しておこう。

ヴェーバーは自ら法学教育を受けさらに司法官試験の修習を終了し法律実務(ベルリンの高等裁判所での弁護士の仕事)に携ったこともあったので、「法学的思考」を充分修得していたということができ、それとほぼ同じ時期に「法学的思考」とはおよそ異質な学問的研究に精力的に取り組んでいた。⁽²⁾「経済史」と「法制史」との境界領域の研究からはじめたヴェーバーにあっては、すでに当初から「法」「法思考」「法制度」は、「法制史」的研究を通して歴史的研究に、「社会経済史」的研究を通して社会的に、両者に内包されていた「比較史」的研究を通して文化的に、相対化されていたと言いうことができる。この当時の「法」の実質的研究が「社会学」的方法によるものとは意識されていたわけではないとしても、ヴェーバーは研究生活をはじめた当初からすでに実質の意味においては「法」の「社会学」的

研究にたずさわっていたと言ってもよいかもしれない。ヴェーバーが「法学的思考」の専門的修得者であったと同時に、「法」を歴史的・社会的・文化的に相対化しうる研究者でもあったことは、例えば教義学的法概念と社会学的方法概念とを区別する場合にも、ただ単に学問的な方法二元論を説いているだけではないことを想像させる。

例えば、カール・エンギッシュは「法学的考察方法と社会学的方法との分離」を「法強制」に関係づけて次のように述べている。すなわち、「強制装置」によって行使される何らかの物理的ないし心理的な「強制手段の適用」が見込まれる場合に「法秩序」について語る限りにおいて、ヴェーバーも「法律家」である、しかしかれは「社会学者および歴史家」として「法規範」のうちには是認され要求された行動様式の遂行（法の事実的妥当）⁽³⁾がいかに「国家的強制装置の存在」によらないかをうむことなく明らかにしている、と。エンギッシュは「法学」と「社会学」との区別をいわば単に方法的区別の平面においてではなく、ヴェーバー自身における「法律家」と「社会学者」との相違として論じているのである。もっとも、ヴェーバーが「強制装置」による「強制手段の適用」を標識として「法秩序」をその他の社会規範から区別した点を「法律家」的とみなしているのはただちには賛成しがたいが、ヴェーバーの「法律家」的視点が法社会学理論のなかにどのようなようにみられるかはそれ自体ひとつの問題となりうる。

ヴェーバーの初期の実質的な「法」研究と法律実務修習の経験とが法社会学理論の形成や理論内容にどのような影響を与えたのかを正確に認識するのは困難であろうが、少なくとも法社会学理論に登場する膨大な比較史的例証や法技術的構成の説明などをみると、法社会学理論は概括的に言えば初期の二つの相互に異質な経験とともに先行要因としてはじめて可能になったといえるように思われる。ただわれわれにはそれらの先行要因に、ヴェーバーが「理解社会学」と名づけた新しい方法と構想が加わらねばならなかった点が重要である。われわれの検討する法社会学理論も

「理解社会学」の重要な構成部分をなしているのである。ヴェーバーは一方では、「理解社会学」の体系的構想の重要な一環として、「一法」、「法思考」、「法制度」の実質的な社会学的研究とも言うべき「法社会学」および「支配社会学」(の一部)を書き、他方では、このような実質的研究を理論的に基礎づけるために基礎概念論を展開している。ただ実質的研究にも基礎概念論にも、「理解社会学」の〈方法意識〉からくる対象の限定(方法的限定)と〈問題意識〉に由来する対象の限定(問題の限定)がみられることに留意しなければならない。これら二つの〈限定〉のうちただちにヴェーバーの法社会学理論の〈限界〉をみることもできないわけではないが、われわれは何よりもまず、そのような〈限定〉にもかかわらず、というよりも〈限定〉のゆえに可能となったかれの法社会学理論の積極的な意義を明らかにしたいと考える。

すでにわれわれは別稿において「法秩序」論の予備作業として「理解社会学」の方法と対象について基礎的な検討を行ったが、⁽⁴⁾本稿はその続きをなしている。その基礎的検討をふまえて、Ⅱでは、基礎概念論においてどのような「秩序」が「行為理論」的に基礎づけられているかを明らかにしたい。われわれには、すでに確立された「理解社会学」の方法が「法」現象の認識に適用されたというよりも、ヴェーバー自身による「理解社会学」の方法的確立がとりもなおさず法社会学理論の自覚的確立でもあったように思われる。そこで『シュタムラー批判』⁽⁵⁾から『カテゴリー』⁽⁶⁾を経て『基礎概念』⁽⁷⁾に至る理論的展開をたどってみよう。『シュタムラー批判』には「法」の経験的考察の理論的可能性が例証されている。「秩序」の経験的「妥当」と「社会的行為」の関係および「集団」構成の「行為理論」的な基礎づけを試みているのは『カテゴリー』である。そして最も注目されるのが『基礎概念』である。ここでは「正当な秩序」論が「社会的行為」論と「支配団体」論とを媒介する位置にあるとともに、「秩序」の「妥当根拠」、「秩序」

の「妥当」の内的保障および外的保障という三つの種類の類型論が展開されている。「秩序」の「合理性」と「行為」の「合理性」との関係、「目的合理性」と「価値合理性」との対立を問題にするのも『基礎概念』である。

Ⅲにおいては「法」の実質的な社会学的研究をとりあげる。まず一では「法」領域の「固有法則性」がとくに問題とされる。われわれが関心をよせる法社会学理論は「法」に限らない実質的な社会学的研究全体の構成部分をしてるので、方法についても対象についても、それだけを切り離して論じるわけにはいかない。だが他方では、「経済」、「支配」、「宗教」の諸領域などと並び、「法」領域も相対的には「固有法則性」を有するというのがヴェーバーの考えてあるから、とくに「経済」および「支配」との関連に注目しながら「法」領域をとりあげる。つぎに二では「法的限定」と「問題的限定」に注意しながら、「法」の「合理化」をめぐる多様な類型論の構成と「経験的規則性」がどのように示されているかが問題となる。なかんずく「法」における「形式合理化」と「実質合理化」の二律背反が論じられねばならない。最近の「合理性」研究にはこれまでよりも広い視座から「法の合理化」の解明を深めようと試みるものも現われている。例えば、クラウス・エデーアはヴェーバーの「法発展」論の内在的批判によって、「形式合理性」と「実質合理性」という両概念を再構成し、「近代法の発展」を「実質合理化」ととらえるとともに「近代法」の「合理性」のより高次の規範的段階として、あらゆる関係者による自治のないし自律的な共同規範の形成というモデルを構成している。⁸⁾ヴェーバーの近代法理論の枠組によって近代法の発展の巨視的理解が充分に行われうるかどうかはともかく、エデーアの見解はヴェーバーの「法の合理化」論の再検討を促していることは疑いない。

最後にⅣの「結論にかえて」において「合理性」および「正当性」の視角から、基礎概念論と実質的な社会学的研究との比較検討を行いたい。それをふまえて、「法」における「形式合理性」・「実質合理性」が基礎概念論に展開さ

説
れた「目的合理性」・「価値合理性」とどのように理論的に関連づけられたらよいかを考える。これについてもこれまで
ではあまり論じられてこなかったように思われる。そうして法社会学理論に表現された限りにおける〈問題意識〉、
〈方法意識〉、〈歴史意識〉を明らかにすることによって締め括ることにしたい。

注

(1) 例えば、ニクラス・ルーマンは極めて理論法社会学的性格の強い著作に「法社会学の古典的な諸萌芽」と題する第一章を
設けて、マルクス、メイ、デニルケームらと並んで、ヴェーバーをとりあげている。「古典的な諸萌芽」なる表現にも示
されているように、ルーマンは自らの到達した法の実定性の理論に立って、「今日に到るまで法の実定性の理論としてはと
りあげるにたる萌芽すら一つもない」と、従来の法社会学理論に対して甚だ厳しい批判的総括を行っている。(ルーマン『法
社会学』(村上・六本訳、岩波書店、一九七七)、一三―三三頁。)石村善助『法社会学序説』(岩波書店、一九八三)の「古
典家における法社会学理論」にはいわば古典家中の古典家としてエールリッヒとヴェーバーがとりあげられ、十分なスベ
ルスをさいてその法社会学理論の正確な再構成と抑制された批判的評価とがなされている。

(2) 司法官試補時代のヴェーバーについては、マリアンネ・ヴェーバー『マックス・ヴェーバー』(大久保和郎訳、みすず
書房、一九六五)参照。さらに、Dietrich Kähler, Einführung in das Studium Max Webers, 1979 [森岡弘通訳『マックス・
ヴェーバー』(三書房、一九八一)]が、ヴェーバーの初期の研究開始の時代についてもその当時の研究業績についても参
考になる。ケスラーは、法学の学位請求論文として書かれた最初の学問的研究論文『中世商事会社の歴史―南ヨーロッパの
文献による』(一八八九)に、すでに資本主義経済の形成・発達をめぐる「経済社会学的問題設定」が認められることを明
らかにしている。また大学教授資格請求論文『ローマ農業史、国法および私法にとってのその意義』(一八九一)の内容に
ついては明解な説明とその位置づけがなされていて教えられるところが多い。

(3) Karl Engisch, Max Weber als Rechtsphilosoph und Rechtssoziologe, in: Max Weber, Gedächtnisschrift der Lud-

wig-Maximilians-Universität, 1966, S.71. など。ヘンキッシュは「ヴェーバーの「法社会学」に提示されたきわめて豊富な歴史的素材を例証によりも、「根本的な考え方」にヴェーバーの業績の決定的な特徴を読みとっている。

- (4) 拙稿「マックス・ヴェーバーの『理解社会学』についての覚書」(『熊本法学』第三〇号)
- (5) Max Weber, R. Stammes『Überwindung der materialistischen Geschichtsauffassung, in: Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 3 Auflage, 1968, (以下 W. L. と略す) S. 291—359. [松井秀親訳『R・シユタムラーの唯物史観の「克服」』(『ヴェーバー社会学論集』河出書房新社、一九八二) 以下これを松井訳と略す]を略称したものである。以下この略称を用いる。

(6) Max Weber, Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie, in: W. L., S. 427—474 [林道義訳『理解社会学のカテゴリー』(岩波書店、一九六八) 以下林訳と略す]の略称である。以下この略称を用いる。

(7) Max Weber, Soziologische Grundbegriffe, in: Wirtschaft und Gesellschaft, (以下 W. u. G. と略) [清水幾太郎訳『社会学の根本概念』(岩波書店、一九七二) 以下清水訳と略す]の略称である。以下この略称を用いる。なお、(5)(6)(7)に注記した翻訳を引用するにあたって、部分的に訳語又は訳文を改めさせていただいた。

(8) Klaus Eder, Zur Rationalisierungsproblematik des modernen Rechts, in: W. M. Sprondel und C. Seyfarth (Hrsg.), Max Weber und die Rationalisierung sozialen Handelns, 1981, S.157—167.

II 基礎概念論における「秩序」の位置

一 『シユタムラー批判』における「法的規則」

ヴェーバーは『カテゴリー』の「著者序言」に、自分の概念構成はシユタムラーの『唯物史観による経済と法』

(以下『経済と法』と略す)の所論に対して「内容的には最も対立するものでありながら、外見的には近似の関係を示している」、しかも「意図的にそうした」、と述べている。⁽¹⁾さらに「カテゴリー」の5〜7で論じられた諸カテゴリーの一部は「シュタムラーが述べるべきはずであった」ことを示すために展開されている、⁽²⁾という言い回しが続く。⁽³⁾

「外見的な近似」と「最も鋭い内容的な対立」とが具体的に何を指しているのかは『経済と法』と『カテゴリー』をつき合わせてみなければ正確には答えられないが、ヴェーバーがシュタムラーと同じ社会科学上の問題を全く異なる方法と理論的枠組によって説明しようとしているのは容易に読みとることができるとは思われる。しかもヴェーバーが構成してみせた諸カテゴリーのなかには、自らの理論上の必然性によってではなく、シュタムラーの理論を批判する目的で構成された部分があるといえるのであるから、ヴェーバーが『カテゴリー』のなかでもシュタムラーとの理論的な対決を相⁽⁴⁾当に意識していたことは疑いない。⁽⁵⁾

さらに、『基礎概念』の「はしがき」には『シュタムラー批判』が『基礎概念』の「行論の原則を既に多く含んでいる」と述べられているのも、われわれの注意をひく。ヴェーバーは『基礎概念』のなかでも、自分のシュタムラー批判は「シュタムラーが陥っている混乱に腹が立つあまり、残念ながら、少し意地悪いものになっている」と回顧しながら、シュタムラーの問題点を三つほど挙げて⁽⁶⁾いる。①「秩序」の経験的妥当と規範的妥当との区別がなされていないこと、②社会的行為が「秩序」のみに従うものでないことを看過していること、③全く論理を誤った方法で、「秩序」を社会的行為の「形式」たらしめたかと思えば、認識論的な意味で「形式」が果たすような役割を「内容」に押しつけていること。これはシュタムラー批判の論点のヴェーバー自身による要約とも言えるものであるが、このような問題点を内包しない形で「秩序」の経験的「妥当」と「社会的行為」とを関係づける理論を構成することが『シニ

タムラー批判』の意味だったことがわかる。この意図を継承しながら『カテゴリー』も『基礎概念』も書かれていることがここからある程度推測される。

シュタムラーの社会学理論との対決の比重は『シュタムラー批判』、『カテゴリー』、『基礎概念』と次第に小さくなっていくといえ、三論文の連続性は正確に理解されねばならない。しかもこのことは、「理解社会学」における「秩序」概念の重要性と深い関わりがある。

ところで、これまで「理解社会学」の方法、なかならず法社会学理論の方法との関連において『シュタムラー批判』はどのように位置づけられているのかをごく簡単にみておこう。まず、フリッツ・ロースは、シュタムラーとヴェーバーが社会科学についての考え方を基本的に異にする点をおよそ次のように述べる。すなわち、前者が「外的に規制されたもの」としての「社会生活」は「自然」とは全く異質な対象であり、「因果連関」を通して認識する経験的自然科学によるかわりに、「目的科学」を通してのみ認識されうると考えたのに対して、後者は「社会的行為」の「主観的に思念された意味」の探究も「因果科学」的研究もいずれも放棄しない「法の経験的考察」を擁護している、と。⁽⁷⁾このように基本的な考え方に言及しながらも、ロースは実際には主に『シュタムラー批判』のなかの「規則」概念の分析(とりわけ教義学的法概念と社会学的法概念との区別)に限って論じている。⁽⁸⁾

ロースはおおよそ次のようにも述べる。ヴェーバーが規範と現実との二元論の問題を最も詳細に論じたのは法の領域においてであった、法学的な法概念と社会学的法概念との区別をとくに『シュタムラー批判』において基礎づけてから、ヴェーバーはこの区別のうちに、「学問論的二元性モデルの試金石と確証」をみた、と。⁽⁹⁾さらに、ロースは「理解的经验科学としての法社会学」を説明するにあたり、「ヴェーバーは『法社会学』の基礎概念をシュタムラー

の『唯物史観による経済と法』との対決のうちに展開した⁽¹⁰⁾と指摘する。

確かにヴェーバーが、「規範」と「現実」との方法二元論を含む「規範」の問題を最も詳細に論じたのは「法」の領域においてであったし、「教義学的」法概念と「社会学的」法概念との区別を最初に詳細に論じたのは『シュタムラー批判』においてであったと言うことができる。ただわれわれの関心はいわゆる二元論それ自体にも二つの法概念の区別そのものにもない。われわれは以下では『シュタムラー批判』、主として「規則」ならびに「法的規則」の「理解社会学」の意味に限って検討することになる。

つぎに、『シュタムラー批判』の英訳者ガイ・オークスは『シュタムラー批判』の基礎にある問題を「社会文化的研究の主題はなにか。社会文化的現象または事実とはなにか。そのような事実はいかにして確認されるか」と簡明に要約しながら、ヴェーバーがこのような問題と社会文化的科学の論理におけるその地位との意味を最も広汎に分析したのは『シュタムラー批判』においてであった、と述べている。⁽¹¹⁾はたしてこの論文にオークスが要約した社会科学の最も基礎的な問題が「最も広汎に分析」されているかどうか連断はさけたいが、少なくとも「法規則」の「理解社会学」の意味についての最初の本格的な分析が提示されていることは疑いない。オークスも『シュタムラー批判』のうち、クニース論からはじまり、『カテゴリー』、『基礎概念』へと続く「理解社会学」の方法を読みとっているが、⁽¹²⁾この点はわれわれとほぼ同じである。ただかれは「理解」の方法に重点を置いているが、われわれの関心は「秩序」ないし「規則」の経験的考察にある点が違っている。

それでは『シュタムラー批判』の検討に移ることにしよう。

ヴェーバーは、シュタムラーが「唯物史観」の科学的「克服」を意図しながら、実際には「唯物史観」をいわば

「認識論」的基盤の上で「克服」しようとして試みているが、その「認識論」たるや、およそ初步的な論理的誤謬を犯している、辛辣な批判を加えている（例えば「思惟の規範」と「自然法則」との混同、事実認識と事実評価との混同、認識論上の「カテゴリー」と普遍的な経験的命題との混同等）。しかしシュタムラーの理論の積極的な核心はこのような「認識論」的な議論にあるのではなく、「社会生活」を固有の対象とする科学の構築にあるとみるヴェーバーは、次のように述べる。すなわち、「シュタムラーの目的は、明らかに、『社会生活』が『自然』とは全然異なる考察の客体であることを示し、またそれとともに社会科学の原理が、『自然科学の方法』とは論理的に異なるものをええないことを説明することにより、『社会生活にかんする科学』が『自然科学』と端的に異なるものであることを実証することにある」と。⁽¹⁴⁾

さらにヴェーバーによれば、「自然」かそれとも「社会生活」かという対象面での和解がたい対立のうえに自分の全理論を築いている者にとっては、「自然」という言葉によって何を理解するかが決定的な問題になる。⁽¹⁵⁾ というのは「自然」概念は決して自明ではないからである。もちろんこれは「社会生活」についても同じはずで、事実、ヴェーバーはシュタムラーの全論証がこの「社会生活」という概念のうえに構築されていることを認めて、この概念の本質的な特徴を問題にするのである。「規則」概念の分析が『シュタムラー批判』の中心に据えられたのは、シュタムラーの用いる「社会生活」概念の決定的特徴が「規制された」共同生活という点にあるからにはかならない。この「規則」概念、なかんずく「法的規則」概念の分析のなかに、ヴェーバーの積極的な方法的視座が表示されている。ヴェーバーによれば、「規則」ないし「規制された」という言葉で表わされている内容は三つに区別される。⁽¹⁶⁾

①「経験的規則性」としての「規則」、②「規範」としての「規則」、③「格率」としての「規則」である。①は因果連関を普遍的に言い表わしたものであり、経験的な「存在」に関わる「規則」である。②は事実に対する価値判断の規準として

説
の「規則」で、「當為」を言い表わすものである。そして③は行為の事実上の「動機」として作用する「規範」についての表象である。「理解社会学」ではとりわけ③「格率」としての「規則」が中核的位置を占めることになる。この「格率」は①「經驗的規則性」と②「規範」に対してどのような関係にあるか。ヴェーバーによれば、行為者は「經驗的規則性」をも「規範」をも自己の行為の「格率」として行為することができる。だがその場合には①も②も

その論理的性格を変えているのが見落とされてはならない。その場合には、「經驗的規則性」は行為の事実上の因果的要因のひとつとなるのであり、「規範」もまた、「觀念的に妥当すべきである」という平面にあるのではなく、行為に対して「妥当すべきである」という行為者の表象として、行為の事実上の規定要因となる。「規範」がひとつの因果的要因となつて行為の「格率」が生じ、さらにこの「格率」がひとつの因果的要因となつて「經驗的規則性」が生じることもある。

以上のことをもとに「法的規則」についてみることにしよう。ヴェーバーの積極的意図は經驗的考察の対象としての「法的規則」はどのように構成されるのかにあるので、經驗的な考察の対象としての「法的規則」(ヴェーバーのいう「格率」)を觀念的に「妥当すべき」規範たる「法的規則」から區別するために、かなり錯綜した論述の仕方をとっている。ヴェーバーは日常にあるいは日常感覚によつても理解できるように、經驗的な「格率」としての「法的規則」と行為との經驗的な連関を、いわば煩末なまでに分解しながら説明するという方法をとっているが、このような方法には、およそ「教義学的」考察の混入を徹底的に排して經驗的な人間の行為過程・行為連関に即して説明しようという意図がはっきりとうかがえる。

さて、ヴェーバーはここでは決して厳密な意味で「法」ないし「法的規則」を定義せず、通常「法」と考えられて

いる民法典のある特定の「命題」から出発し、それがどのような異なる意味で考察の対象になるかを論じる。かれによれば「法命題」は、①法政策的考察、②法教義学的考察、③法社会学的考察の対象とされる。⁽¹⁷⁾ ①は倫理的原理、政策的要請、「階級的」利害、個人的利害の立場などから、「法命題」そのものの「価値」を直接に評価するものである。②はその「法命題」が概念的になを「意味する」かを問題にするのであり、③はその「法命題」が経験的にいかなる「影響を及ぼす」かを問題にする。三つの考察はそれぞれ「論理的な本質を異にする」が、②と③は①の「法命題」の価値の問題を効果的に論議するための前提であることを述べながら、ヴェーバーは、ここでは①を度外視し、混同されることの多い②と③をもう少し詳しく論じている。②の場合、「法命題」は「言葉であらわされた一つの思想的結合体」⁽¹⁸⁾であり、「法命題」が概念的に「妥当する」とは、「法学的真理を欲する者の学問的良心に対して拘束力をもつような概念相互間の思想的関係」⁽¹⁹⁾を意味する。その「法命題」の概念的意味が「法学的知性」にとって「妥当すべきである」ということだと言いかえることもできる。しかも「われわれが『法学的真理』を欲する場合、事実上存在するものを評価する一つの価値規準」⁽²⁰⁾である。「われわれ」はだれであってもよいはずで、何も法学者や実務法律家に限定されない。裏を返せば「法学的真理」を欲しない者にはそのような「規準」は「妥当すべき」ものとしてはあらわれないわけである。一般のひとびとは通常「法学的真理」を欲するわけでもなければ、欲するように「教育」されるわけでもないのももちろんである。

つぎに③の場合をみると、「法命題」が経験的に「妥当する」とは次のような一連の経験的事実である。⁽²¹⁾ まず第一に『民法典』とよばれる冊子を手にする者がある特定の箇所にかまって一つの印刷された文章を見出し、その文章を通じてかれの意識のなかに、かれが経験的に教えこまれた『解釈』原理にもとづいて一多少とも非常な明晰さと一

義性とをもって―ある特定の外的行動がひきおこすであろう事実上の結果にかんする表象が呼び起こされる」という経験的事実である。このような事実は通常次のような経験的結果をもたらす。すなわち、「特定の 방법으로通常『裁判官』とよばれるひとに、『外的行動』がある具体的な事件において存在した、もしくは存在すると考えさせることを知っている者は、ある種の心理的・物理的『強制装置』の援助を受けられる」という事実である。さらにこの事実は次のような経験的結果につながる。そのような「裁判官」の関与がなくても、ひとびとは「かなり高い確率で、自分に向けられた他人の特定の行動を『当てにする』ことができる」という結果である。以上をわかりやすく言いかえると次のようになる。

「民法典」のある「条文」を読むひとは、まず第一に①一定の「要件事実」があれば一定の「法的効果」が加えられるべきであるという規範内容についての表象を呼び起こされる。つぎに、②その規範表象に従い「法的効果」を求めて訴訟を提起したひとは、「裁判官」に対して当該「条文」の内容の「要件事実」の存在を立証できれば、その「条文」にある「法的効果」を得るために「強制装置」の援助が受けられる。③その「条文」の規範表象がひとびとに懐かれていれば、たとえ訴訟を提起することなど考えなくても、「要件事実」に合致するような行為を他人がしないことを、かなり高い確率で期待しうる。

①②③のいずれも「法命題」の経験的な影響である。いずれも、「法命題」によって喚起される一般のひとびとの「規範表象」とそれを「格率」とする経験的な行為ないし行為連関である。なおこうした一連の経験的事実があれば、ひとびとは「ある特定の客体を事実上妨げられることなしに処分できるといふチャンス」⁽²²⁾をもち、この「チャンス」の上に自分の生活を形成することができるわけである。

以上からわかるように、「法命題」の経験的「妥当」はもっぱら一般社会成員の視角から説明されているが、②では「裁判官」その他の「強制装置」が当該の「条文」の規範内容を判定の「格率」として判決を下すこと、その他の「強制装置」がその判決に従うことを「格率」として行為することが前提されている。その前提そのものがつぎの問題である。ヴェーバーは一般社会成員と「裁判官」その他の「官僚」とを区別しているが、後者の特徴は二つある。ひとつは、「人間の行動に特定の心理的・物理的強制手段を通して影響を及ぼすような地位にある」人々だということである。「強制装置」または「強制スタッフ」といわれる人々のことである。もうひとつは、かれらは「法学的真理」を欲したこの「格率」に従って生きるように「教育」された人々だということである。⁽²⁴⁾

ところでヴェーバーは、「法命題」の観念的「妥当」が「法学的真理」を欲する経験的諸個人たる「裁判官」その他の「官僚」の行為の「格率」となることを通してそれ自体経験的な帰結をもつことを明らかにしているのがわれわれの注意をひく。もちろんこの場合には、「法命題」の意味内容は「格率」のひとつになっているわけであるから、もはや観念的「妥当」の平面にあるわけではなく「裁判官」らの「法学的思考」を通して「判決」という行為を因果的に規定する「格率」のひとつである。「判決」という行為がこの「格率」の「適合的」結果であれば、その限りで「格率」と「判決」との間には何らかの程度の「経験的規則性」があるということになる。一般社会成員はこのような規則性があれば、「格率」から「判決」を何らかの確率で「予測」できるわけである。もちろんヴェーバーは、「文化生活」の「経験的規則性」が一般的に「格率」としての「法的規則」の投影したものなどとは言えないことを強調している。そのような「法的規則」がひとつの因果的要因となってその「適合的」結果として「経験的規則性」がうまれうる、というだけである。⁽²⁵⁾

「格率」を中核とする「法的規則」に関するヴェーバー自身の説明をみてきたが、行為者にとって「格率」がこのような経験的な意義をもつという認識の前提には、「経験的人間が普通『理性的』能力、すなわち目的格率を理解し遵守する能力、『規範的表象』を所有する能力を有している⁽²⁶⁾」という人間理解がある。もちろんこのような人間理解は、「理解社会学」全体の基礎的前提であることは言うまでもない。「理解」の方法を導入した「法的規則」論によれば、「法的規則」を「社会生活」の「形式」として理解し、「質料」として何か別のものを対置するようなシュタムラーの見解を概括的に次のようにヴェーバーが批判しているのは、よく理解されうると言つてよい。まず、「理念」としての「法的規則」は「妥当すべきもの」と考えられるようなひとつの「規範」、あるいは「法学的真理」を欲する場合に事実上存在するものを評価するためのひとつの「価値規準」であつて、「規制されていること」でもなければ、「存在するもの」の「形式」などでもない。つぎに、経験的な考察の対象としての「法的規則」は、大部分の人間の経験的に観察される行動をかなりの純粋さにおいて因果的に規定している「格率」であるから、経験的な現実の内容的な構成要因であつて、いよいよもつて「社会生活」の「形式」などではない⁽²⁷⁾。

以上みてきたように、ヴェーバーは、「法教義学」的思考と経験科学的思考とを論理的に区別したうえで、「格率」としての「法的規則」の経験的考察の可能性の例証を試みたわけであるが、ここにはただヴェーバー自身の「秩序」論の出発点が表示されただけである。シュタムラーが論理的な準備もなく意図したためにおよそ成功しなかった「社会生活についての科学」の基礎づけという課題は、シュタムラーの社会学論の論理的誤謬への批判だけで済まされるわけではないのもちろんである。ヴェーバーが、人間の行為についての経験科学として構想する「理解社会学」の固有の方法と対象とを積極的に基礎づけてみせたのは、次にとりあげる『カテゴリー』においてであつた。このような

構想が自覚的に理論化される過程において、「理解」的説明の方法の「心理学」的方法からの自立化が試みられたのが『ロッシャーとクニース』(そのクニース論)においてであったとすれば、「法教義学」的思考からの自立化が例証されたのは『シュタムラー批判』においてであったと言うことができる。この二つの試みの成果は『カテゴリー』の「二」「心理学」との関係、「三」法教義学との関係にそれぞれ受け継がれている。

注

- (1) Max Weber, W. L., S. 427 (林訳、一一頁)。
- (2) A. a. O., S. 427 (林訳、一一―一二頁)。
- (3) ヴェーバーのシュタムラーに対する評価は「法学者としては傑出している」が、「社会理論家としては有害な混乱を造り出している」という言い方に集約されようが、ヴェーバーがシュタムラーに言及するときはきままってこのような「有害な混乱」に対する批判のためにほかならなかった、と言うことができる。(A. a. O., S. 427 (林訳、一一頁))
- (4) Max Weber, W. u. G., S. 1 (清水訳、八頁)。
- (5) A. a. O., S. 17 (清水訳、五二―五三頁)
- (6) A. a. O., S. 17 (清水訳、五三頁)
- (7) Fritz Loos, Zur Wert- und Rechtslehre Max Webers, 1970, S. 93--94.
- (8) ロースが「規則」概念の分析に限ったのは、かれの問題関心が「法社会学」にあることに加え、ヴェーバーの「規則」分析がシュタムラー批判の当否に関わらず独立した意義をもつと考えているからである (Fritz Loos, a. a. O., S. 94)。
- (9) A. a. O., S. 93.
- (10) A. a. O., S. 93.

- (11) Guy Oakes, *Introductory Essay, in: Critique of Stammerer*, 1977, p. 22.
- (12) オークスはメンガー・シュモラー論争(方法論争)の文脈のなかでヴェーバーのシュタムラー批判をとりあげている。これは、方法論争の提起した決定的な諸問題に対するヴェーバーの解答がどのように示されているかを読みとろうとする視点から、シュタムラー批判を解明しようと試みるわけである。とくに *Introductory Essay* の第三章「理解テーゼとシュタムラー批判」を参照。
- (13) 『シュタムラー批判』の二「シュタムラーの史的唯物論にかんする叙述」、三「シュタムラーの『認識論』はこのような批判に充ちてゐる。
- (14) Max Weber, *W. L.*, S. 320—321 (松井訳 一三三頁)。
- (15) ヴェーバーが示してみせているのは、四つの「自然」概念である。①「死せる」自然、この自然と特殊人間的でない「生命現象」、以上のものに加えて人間が動物と共通にもつ「植物的」「動物的」「生命現象」といった特定の客体、②普遍的経験的規則をめぐる経験的現実の研究(「自然科学」と経験的に「個性的な」ものの因果的制約性における研究(「歴史学」との対比。「歴史」に対する「自然」である。③「存在」と「当為」という判断のカテゴリーの対立における「自然」。これは経験的因果的「説明」科学と「規範的もしくは教義学的」科学との対立による。そして最後に④「意味のないもの」としての「自然」である。「より正しくはわれわれがそれについて意味を問わない場合に、ある出来事は「自然」となる、そういう「自然」である。[A. a. O., S. 321. (松井訳 一三四—一三五頁)]。
- (16) Max Weber, a. O., S. 323 (松井訳 一三五頁)。『シュタムラー批判』の四「規則」概念の分析はもっぱらこれら三つの「規則」概念の区別と連関の説明である。[A. a. O., S. 322—337 (松井訳 一三五—一七六頁)。]
- (17) A. a. O., S. 345—346 (松井訳 一六一—一六二頁)。
- (18) A. a. O., S. 346 (松井訳 一六二頁)。
- (19) A. a. O., S. 347 (松井訳 一六三頁)。

- (20) A. a. O., S. 348 (松井訳、一六五頁)。
- (21) A. a. O., S. 346 (松井訳、一六二頁)。
- (22) A. a. O., S. 346 (松井訳、一六二頁)。ヴェーバーによれば、「経済学的」考察にとつて「権利」は「一つの事実上のチャンス」であるが、この「チャンス」が確保されるのは、どのようにしてか。ヴェーバーの説明はこうだ。『裁判官』たちが、1 『格率』として『規範にしたがった』判定を厳格に固持するであろう——したがって剛直かつ良心的である——こと。2 けれども、3 『法規範』の意味を、あの衝突に悩まされている者もしくはその弁護士と同じように『解釈すること』、4 その結果として、規範にしたがった判定が実施されるよう実際に強制されること——以上のような「チャンス」である(A. a. O., S. 354) 松井訳、一七一頁)。
- (23) A. a. O., S. 347 (松井訳、一六三頁)。
- (24) A. a. O., S. 347 (松井訳、一六三頁)。
- (25) A. a. O., S. 355 (松井訳、一七二頁)。
- (26) A. a. O., S. 355 (松井訳、一七二頁)。
- (27) A. a. O., S. 347 (松井訳、一六五頁)。ヴェーバーが「法的規制がまるで人間の共同生活にかかわる認識の『形式的原理』にまで高められでもするような認識」が生じる原因を問うているのが注目される。二つの原因が挙げられている。ひとつは「法律学的思考の高度の発展」によって、経験的学科の考察にとつても「法律学的概念構成」が重要な意義を果たすこと、もうひとつの原因は、人間相互の行動のあらゆる考察に対して「法的規則」の有する因果的意義の普遍性がなみはずれて大きいことである。ヴェーバーも経験的な考察としては一般的にみて「格率」としての「法的規則」が人間相互間、人間と自然間の行動を因果的に条件づけていることを認識しているのであるが、もちろんこのことは「法的規則」を「社会関係」の「形式」と特徴づけることは全く異なることなのには及ぶまい。

二 『理解社会学のカテゴリー』における「秩序」の位置

「理解社会学」に固有の対象である「ゲマインシャフト行為」とは「主観的に意味をもって他の人々の行動と関係させられている」「人間の行為」であるが、さらにその「重要な通常の——不可欠の、というわけではないにしろ——構成要素」をなしているのは「その行為が、他人の一定の行動に対する期待と、その期待によれば自分の行為の結果がどうなるかについて（主観的に）見積られたチャンスとに意味をもって方向づけられている」ということである。これは「期待」志向的な行為であるから、ここで言われる「通常の構成要素」は「行為」の「目的合理的」要素を表わしている。「ゲマインシャフト行為」には「価値」志向的な行為もあることが明言されているが、「感情的行為」や「伝統的行為」についての言及はみられない。要するに、この「ゲマインシャフト行為」の水準においてはどのような行為類型も示されていないと言ってよい。⁽⁴⁾『カテゴリー』における行為類型論として重要なのは、「ゲゼルシャフト行為」と「諒解行為」の類型的対比である。これらは「ゲゼルシャフト関係」および「諒解関係」を「行為」の水準で言い表わしたもので、「ゲマインシャフト行為」に新たな類型的要素が加わった行為類型である。『カテゴリー』では、ヴェーバーは「期待」志向的行為から、「期待」をいろいろの程度の蓋然性で前もって計算しうる基礎となる「秩序」を構成要素とする行為へと急いで論を進めているが、そこで展開されているのがこれら二類型である。「ゲゼルシャフト関係にある行為」Ⅱ「ゲゼルシャフト行為」は次の三要件を備えた「ゲマインシャフト行為」のことである。①「その行為が諸秩序を根拠にして懐かれた期待に興味をもって方向づけられ、②その諸秩序の「制定」がゲゼルシャフト関係にある人々の結果として期待される行為を考慮して純粹に目的合理的に行われたものであり、かつ、

③その意味をもった方向づけが主観的に目的合理的になされる場合⁽⁵⁾である。以上を「秩序」の視点から言い換えれば、目的合理的に制定された「秩序」の経験的「妥当」の問題になるが、ここでも重点は「他者の行動に対する期待」すなわち「ゲゼルシャフト関係」にあるひとびとが「制定された秩序を守ることをこれらの行為の規範とする『かのごとくに』平均的には行動するであろうという期待⁽⁶⁾」にある。

つぎに「諒解関係」は、ヴェーバーによれば、「他人の行動への期待に方向づけられて行われる行為が、この期待を実現するための経験的に『妥当な』チャンスを持つのは、そうした期待をもつことを協定がなくてもこの他人が自分の行動にとって意味のある『妥当な』こととして実際に扱うであろう、というチャンスが客観的に存在していることのためである、という事態⁽⁷⁾」を指している。そして「ゲマインシャフト行為」がこのような「諒解」—チャンスへの志向によって制約される形で行われる場合、その行為の全体は「諒解行為」とよばれる。もっと簡明に、「諒解行為」は「妥当な」諒解に方向づけられた行為あるいは「他人の行動への期待」が「妥当な諒解」に基づいた行為、と言うことができよう。

ところで、「諒解」の意味内容であるが、「目的合理的に協定された秩序」がないのに、そうした「秩序」が「妥当している」かのように経過する⁽⁸⁾と言われているだけでなく、経験的にほとんど犯しがたいような妥当性をもつ「規範」でもありうる⁽⁹⁾と言われている。「諒解」は「制定された秩序」・「制定規則」ないし「協定された秩序」・「協定」と対比されているのであって、「秩序」そのものと対比されているわけではない、と言ってよい。

ヴェーバーの用語法には必ずしも明解でないところがあるが、「諒解」の説明内容から「諒解」の中核をなすのは「秩序」として「妥当」する「諒解」であると言うことができそうである。これは「習律」とよばれるものにあたる

が、ここでは「諒解」との結びつきを考慮して〈諒解秩序〉と名づけておこう。⁽¹⁰⁾ われわれの主要な関心は「諒解」一般にはなくこの〈諒解秩序〉にあるので、「正当性諒解」を表わす場合など支障がある場合を除き、〈諒解秩序〉という用語に置きかえることにしたい。また「目的合理的に制定された秩序」、「協定された秩序」、「授与された秩序」も、特に支障がないかぎり、それぞれ〈制定秩序〉、〈協定秩序〉、〈授与秩序〉と略称したい。「制定」は「協定」と「授与」の総称である。一般に「秩序」と言えば、〈制定秩序〉と〈諒解秩序〉の両方が含まれる。ヴェーバーは「秩序」という用語で内容的には〈制定秩序〉とくに〈協定秩序〉だけを指す場合があるが、その場合には内容に即した用語に変えることにする。

さてここでわれわれが注目したいのは、ヴェーバーが強調する次のような事実である。ある〈制定秩序〉の経験的「妥当」は、ただ単に「ゲゼルシャフト関係」にある人々がこの「秩序」を自分たちの「期待」の平均的な根拠にしているということだけを意味しているわけではないということである。それではさらにどのようなことを意味しているのかといえば、それは「ゲゼルシャフト関係」にある人々の間に、「その秩序に対する（主観的に意味をもって理解された）『合法性』がかれらにとって『拘束的』であるという主観的見方」が広まっていればいるほど、他者の行動に対する期待はそれだけ平均的には実際にありうることとして『基礎づけられる』⁽¹¹⁾ということである。このことは、「諒解関係」についてもあてはまる。〈諒解秩序〉が「妥当」するとは、「諒解関係」にある人々がその〈諒解秩序〉を自分たちの「期待」の平均的根拠にしていることを意味するだけではなく、「諒解関係」にある人々が「（主観的に）『諒解適合的な』行為をかれらにとって（理由はともあれ）『拘束的』なもの」と平均的にはみなすであろうということが蓋然的にあてにされうる」ということである。⁽¹²⁾

ところで普通は〈制定秩序〉の経験的「妥当」はその「秩序」が「遵守」されるチャンスの意味する。すなわち「ゲゼルシャフト関係にある人々は、平均的には、平均的理解とおりの『秩序適合的な』他人の行動が実際に起こりうるものとしてあてにすると同時に、かれら自身の行為をも平均的には他人の同様の期待に合わせて律していく(『秩序適合的ゲゼルシャフト行為』)ということである。⁽¹³⁾〈諒解秩序〉についても同じことが言える。だが、〈制定秩序〉の経験的「妥当」には、それが「遵守」されるチャンスのはかに、「泥棒」や「いかさま賭博師」の行為のような「(主観的に)『反秩序的』ゲゼルシャフト行為」が行われるチャンスも含まれる。⁽¹⁴⁾この指摘は重要である。行為の視点から言いかえれば「秩序」志向的行為には「秩序」適合的行為のはかに、「秩序」に違反していることを「隠す」ことによつて「秩序」志向的である行為も含まれる、ということになる。

要するに、「ゲゼルシャフト関係」であれ「諒解関係」であれ、それらの関係にある人々の行為は「他者の行動に対する期待」に方向づけられるのであるが、この「期待」がより客観的な根拠をもつのは、ただ単に〈制定秩序〉や〈諒解秩序〉が「期待」の平均的根拠にされているだけでなく、これらの「秩序」に「適合的」な行為を自分たちにとって「拘束的」なものであると平均的にみなしているという事実がある場合なのである。

この事実が「基礎概念」では一般的な形で「秩序の正当性の信念」あるいは「正当な秩序があるという表象」と言い表わされるばかりでなくその類型論が整備されるに至るが、『カテゴリー』ではそれぞれの関係に即して言及されているにとどまっている。

それではつぎに「アンシュタルト」と「団体」という「共同態」の二類型をみることにしよう。

「アンシュタルト」とは次のような二つの要件をみたす「共同態」のことである。⁽¹⁵⁾①「所属者の意志表示とは無関

係に純粹に客観的な諸事実を基礎にした所屬」、②「人間によって作られた(計画的な)合理的な諸秩序と強制装置とが行為をもとに規定する事実として存在すること」(傍点・ヴェーバー)。①の要件については、「共同態」への「所屬」の基礎をなす「客観的な諸事実」とは何かが問題である。「アンシュタルト」の典型たる「政治的共同態」についてみると、それは「特定の人々からの出自とか家柄であったり、さらに事情によっては単なる居住地であったり、あるいはある特定の領域内における特定の行動だけのこともある」⁽¹⁶⁾。そうしてその場合に、「共同態」への個々人の加入の仕方、普通「その中へと『生みおとされ』、『教え込まれる』という形をとる」⁽¹⁷⁾。②の要件は、〈制定秩序〉の經驗的「妥当」という要件と「強制装置」によるその「保障」の「チャンス」という要件とに分けることができる。

「団体」は次の要件を充たす「共同態」である。⁽¹⁸⁾①「諒解」による「所屬」、②「一定の人々(権力保持者)」による「諒解によって妥当する秩序」の発布、③「特定の人」による「物理的ないし心理的な強制をふるう用意」。②の要件にある「諒解によって妥当する秩序」の存在が、「団体」を「諒解関係」から区別する標識のようにもみえるが、むしろその「秩序」が「支配」の「秩序」であるところに両者を区別する標識を求めたい。ただしこの要件は③の要件とあいまって「支配」を内包していると解されるからである。

ところで、「アンシュタルト」の〈制定秩序〉は「すべての人々の自律的『協定』による」という場合はきわめてまれで「もっぱら『授与』による場合がほとんどである」⁽¹⁹⁾。この点で「アンシュタルト」は、「すべての当事者によって目的合理的に協定された秩序」(傍点・ヴェーバー)をもつ「目的結社」⁽²⁰⁾と対比される。しかし、『カテゴリー』を讀むかぎり、「アンシュタルト」の〈制定秩序〉は概念構成上は「授与」された場合だけに限定されてはいない。

つづいて「アンシュタルト」の〈制定秩序〉と「支配」とはどのように関係づけられているか、「共同態」につい

ではどうか、といったことがわれわれにはさらに問題となる。ヴェーバーはこれらの問題については、たんに概念的な定義や「理念型」的構成を示すのではなく、経験的な「チャンス」に関連づけて説明しているのが注目される。これは次のように述べる。「アンシュタルトのものであるか、結社のものであるかにかかわりなく、すべての制定規則のまったく大多数ははじめは協定されたものではなく、授与されたものである」⁽²¹⁾。そうしてこのような〈制定秩序〉を「授与」するのは「何らかの理由で彼らの意志に従って事実上ゲマインシャフト行為に影響を与える力をもっていた人間および人間集団」⁽²²⁾である。ところでこのように「授与を行う実際の力」は特定の人間に「諒解」によって帰属するものとして経験的に「妥当」することができる。⁽²³⁾その場合、「妥当な」授与権の宣言とそれについての観念とは、それが事実上の平均においては十分に成員の行為を規定するがゆえに経験的に妥当する場合には当該アンシュタルトの『憲法』と名づけることができる。⁽²⁴⁾このような「憲法」は〈授与秩序〉の基礎とされるものであるが、それ自体の経験的「妥当」を支えているのは「諒解」である。そしてさらにこの「憲法」の内容をなす「授与権」については「合理的な制定規則」が不確かな説明しか与えていないのは、「現実に経験的に妥当する『憲法』として現われる『諒解』の決定的内容は、普通の解釈に従ってその都度考えられる被強制関与者が、事実上平均的にいって究極的にはどの人間に、どこまで、どの時点で『従う』であろうかという、そのときときにおいてのみ評価しうるチャンスであるからである」⁽²⁵⁾。要するに「アンシュタルト」の「憲法」およびその「授与権」は究極的には「団体」の「諒解」の経験的「妥当」によって基礎づけられている、ということになる。さらには、このような「授与権」は実際には「支配」に基礎づけられている。「実際には、どんな授与権も、具体的な人間（予言者、王、家産君主、家父長、長老ないしはその他の名望家、官僚、党の『指導者』、またはありとあらゆるさまざまな社会学的性格をもったその他の『指導者』）の、他人の団

説
体行為に対する特殊な、範囲や性質がそのときどきで変わる、影響—支配—に依存している⁽²⁶⁾。しかもこの「支配」は単なる「期待」（とくに支配者に対する服従者の恐怖）にだけでなく、「正当性諒解」に依存すれば、その經驗的「妥当」のチャンスが高く見積られる。「正当性諒解」とは、「服従者が主観的にも支配関係を自分に対して『拘束的』なものともみながゆえに服従することが平均的に期待されうること⁽²⁷⁾」にほかならない。

要するに、ウェーバーは〈授与秩序〉↓〈授与権〉↓〈支配〉と、より基礎をなすものに遡源し、いずれもそれぞれに固有の水準において「諒解」によって支えられていることを明らかにしたということができる。「支配」は「正当性諒解」によって、「授与権」は「憲法」という「諒解」によって、〈授与秩序〉は「その秩序に対する（主観的に意味をもって理解された）『合法性』」が「拘束的」であるという「主観的見方」（＝「諒解」）によって、それぞれの經驗的「妥当」のチャンスが高められる。

以上主に「アンシュタルト」についてみてきたことは、〈制定秩序〉を「諒解によって妥当する秩序」に置きかえれば、そのまま「団体」にもあてはまる。「団体」の「授与」された「秩序」↓「授与権」↓「支配」と遡源しうるが、いずれも「諒解」によって「妥当」していることは言うまでもない。

『カテゴリー』に構成された二種類の対概念の個々の意味は一応明らかになったので、つぎに各対概念相互の関連を問題にしなければならぬ。結論的に言えば、それぞれの対概念には相互に移行関係がある。まず「諒解関係」から「ゲゼルシャフト行為」への移行は流動的である。ウェーバーによれば、後者は前者が「制定規則によって合理的に律せられた特別の場合」にすぎない⁽²⁸⁾。他方ではほとんどの「ゲゼルシャフト関係」からもその関係にある人々の間に「その合理的な目的の限界を越えて作用する」『諒解関係』が生まれてくるのが常である、という指摘も看過しがた

い。⁽³⁰⁾ これは相互的な移行を示唆している。

「団体行為」から「アンシュタルト行為」への移行も流動的である。後者は前者の一部が「合理的に律せられたもの」だからである。⁽³¹⁾ もちろんこの場合には、「アンシュタルト」とその基礎となった「団体」との関係が考えられているのであって、「団体」はどれでもある部分が合理的に律せられると「アンシュタルト」になるわけではない。ヴェーバーが「近代文明ではほとんどすべての団体行為は少なくとも部分的には合理的な諸秩序によって何らかの形で律せられている」と述べるのは両概念の移行の流動性を示すためであって、少なくともここでは「合理的な諸秩序」の支配の増大を強調するためではない。

このような一般的な類型間の移行と並んで、すでに述べたように、「アンシュタルト」の〈授与秩序〉はもちろん、「ゲゼルシャフト関係」の〈協定秩序〉も「諒解」によって「妥当」しているという事実をあらためてここで想起しなければならない。すると、「諒解関係」、「団体」はそれぞれ「ゲゼルシャフト関係」、「アンシュタルト」のいわば発生・存続の基盤にあるものとして位置づけられているのではないかとすら思われる。〈諒解秩序〉、「諒解」によって妥当する秩序、「支配の「正当性諒解」と並べただけでも、「諒解」概念の意味内容の広さと重要性がわかる。〈制定秩序〉が経験的に「妥当」するのも「諒解」によってだとすれば、「諒解」は近代社会においても、日常的に経験される世界の基礎にあるのではないかと思われてくる。

ところが、これまでの『カテゴリー』の基礎概念論の研究をみると、「諒解」についてのわれわれの解釈とは異なる解釈が示されているのに気づく。林道義氏は「諒解関係」を「前近代的」とみて「近代的」な「ゲゼルシャフト関係」と質的に対比させているのに対して、折原浩氏は「諒解関係」を「ゲゼルシャフト関係」の「類落態」だと

みている。「諒解関係」の解釈の相違も、『カテゴリー』の基礎概念全体の体系的理解の相違に関わっているが、ここではただ「ゲゼルシャフト関係」と「諒解関係」という対概念を両氏がどのように解釈しているかを検討することと定めるほかはない。われわれはまず「諒解関係」(「諒解行為」と「団体」(「団体行為」と「団体」)とに関するヴェーバーの論述から、「諒解関係」を次のように四つに類型化し、それらについての両氏の理解を問うという方法を取りたい。

四類型は以下のとおりである。①「前近代的な「団体」(例えば、原生的「家共同體」、「氏族共同體」、「合理的な制定規則を欠いた家産的組織体」等)②特殊近代的な〈制定秩序〉の經驗的「妥当」を支える「諒解」③「市場共同體」における貨幣の目的合理的交換の当事者と第三者との「諒解関係」、④近代においても日常的に經驗されている「諒解関係」および「団体」(例えば「性愛関係」、「友人関係」、「習律」、「支配関係」等)。

まず林氏は「諒解」の「非合理性」を強調し「諒解」に特徴的なものとして主に①と④をとりあげている。③のよくな何らかの「合理的な期待を可能にするような諒解はむしろ例外」とされる⁽³³⁾。また林氏は、②の〈制定秩序〉の「合法性諒解」には触れていないようである。というのも「支配」が「多かれ少なかれ非合理的な『正当性諒解』に支えられている」ことが指摘される場合にも、その支配から「合法的支配」が除かれているからである。氏が何よりも重視するのは、ヴェーバーが大きな歴史の流れとしては「諒解関係」から「ゲゼルシャフト関係」へ、「アンシュタルト」へとという変化を認識していた、という点である。そして「諒解関係」と「ゲゼルシャフト関係」との対応は「前近代と近代との関係」に照応している、というのが氏の解釈である。

だがわれわれの考えによれば、「諒解」の②はもちろん③も近代においてこそ重要な社会現象であるばかりでなく、④はそのほとんどが近代においても日常的に經驗されている現象であるというほかない。そうだとすれば、林氏の解

積は、たしかにヴェーバーの巨視的な歴史的関心の一面を鋭く浮き彫りにする反面、「諒解関係」のもつ重要な意味とくに②の意味を逸してしまふことになる。この点を批判したのが次にとりあげる折原氏である。「合理化」という現象の背面に進行する「没意味化」⁽³⁶⁾に着目する視点に立って、氏は②の「諒解関係」のみを論じている。「目的結社」の「ゲゼルシャフト形成行為」から「諒解行為」に至る過程が説明されているので、われわれに必要な限りでその大筋をとりあげてみよう。

まず「ゲゼルシャフト形成行為」の場合には、関係者は「秩序」を「協定」するのであるから、その「秩序」の「意味」を明確に意識し、それを各自の主観的に目的合理的な思考・行為連関のなかに織り込んでいくはずである。こうして形成された「ゲゼルシャフト関係」が存続していくと、「創始者によって主観的に明晰に意識されていた当初の『秩序』の根源的『意味』はそのままの一義性・明晰性をもっては維持されなくな⁽³⁷⁾り、個々の行為者によって『秩序』の『意味』の解釈にもちがいが生じてくる。そうなると『秩序』は「厳格」ではなく『平均的解釈』に従って一般に遵守される⁽³⁸⁾」ことになる。場合によっては「秩序」の「意味」の「平均的解釈」が変わることもあれば、関係者にとってそれが意義をもたなくなることもある。そうして関係者の間に、たとえ「協定」があり、外見的には「ゲゼルシャフト関係」が成り立っているようにみえても、関係者が主観的にその「秩序」の「意味」を意識しなくなり、ただ惰性ないし習慣によってそれぞれの予想を「妥当」と認め合っている場合には、その「関係の実態は『諒解関係』であって『ゲゼルシャフト関係』ではない、ということである。このような意味で『諒解関係』は『ゲゼルシャフト関係』が〈没意味化〉した、いわばその〈頽落態〉である(傍点―折原氏)⁽³⁹⁾」。

ここには、「秩序」についての「主観的意味」が一義性・明晰性をもつ段階から、「平均的解釈」による段階を経て、

説
やがて意識されなくなる段階に至る、という過程が想定されている。しかしすでにみたように、ヴェーバーが「理解社会学」の対象としてとりあげるのは、他者の行動に対する「平均的期待」や「秩序」の「意味」の「平均的解釈」・「平均的理解」によって方向づけられた行為なのであるから、折原氏による「秩序」の「意味」の解釈はあまりに「理念型」的に構成された意識水準に引き寄せられているといわざるをえない。われわれもヴェーバーが「秩序」についての行為者の「主観的意味」の変容過程を考察していると考えるが、それは主として「平均的」意味解釈の変容であると言ってよいと思われる。これを仮りに「意味変容」と名づけよう。ヴェーバーの『カテゴリー』から「制定秩序」の二つの「意味変容」が引き出されうる。

ひとつは「時間的」変容とも言えるものである。「制定」された「秩序」が時間的に経過していくとともに、その「秩序」の「平均的」意味解釈が変容しそれに向けられた「主観的意味」も変容していくという場合である。これをただ単に「制定秩序」の明確な「意味」が喪われていく過程としてだけとらえるのは一面的に過ぎる。それは同時に「制定秩序」が受容される過程でもある。いわゆる「日常化」ないし「伝統化」もこの「意味変容」のありかたを指示したことばである。また、この「時間的」変容は「制定秩序」の「平均的」意味の解釈的変容にとどまらず、新しい「秩序」の「制定」を可能にするような「諒解秩序」の形成過程となることも、「制定秩序」の受容によって「諒解秩序」の解体が進むこともある。もうひとつは、「制定秩序」からの距離ないし「制定秩序」との関係のあり方の類型的な相違に由来するものである。あまり適確な用語法とはいえないが、距離という語を生かして仮りに「空間的」変容と名づけよう。ヴェーバーは「秩序」との関係の仕方によって、その「秩序」の制定者、実施者、私的利害関係者、それに大衆の四つに類型化している⁽⁴⁰⁾。そしてとりわけ「制定秩序」からの大衆の距離の大きさを強調して

いるように思われる。大衆によっては「平均的に理解されている意味に近似的に合致する行為はいわば『伝統的』に習熟され、そしてたいはいは諸秩序の目的や意味やその存在さえもまったく知られないままに守られる」。(41)「ゲゼルシャフト関係的」行為と「ゲゼルシャフト的に規制された」行為の対比も、「アンシュタルト関係的」行為と「アンシュタルトに規制された」行為の対比も、「主観的意味」の明晰性の度合を表わしているのではなく〈空間的〉変容を表わしている。

われわれの考えでは、ヴェーバーは、これら二つの〈意味変容〉を〈制定秩序〉の経験的「妥当」そのものの過程とみたのではないか、しかもたしかに一方では〈制定秩序〉の「意味」が喪われていく過程であると同時に、他方ではその「意味」が経験的に受容される過程でもあるとみたのではないか、と思われる。そうしてこれらの〈意味変容〉は経験的に不可避的な傾向としてとらえられていたように思われる。もっとも、折原氏の「没意味化」の問題はわれわれのいう〈意味変容〉に還元できない問題を提起しており、それは、『カテゴリー』の最後にヴェーバーが提起した問い、「秩序の合理化」の「実際の意味」は何かという問いに関わっているが、これについては統稿でとりあげることにする。

さて、林、折原両氏の見解をみてきたが、両氏が示したのは、それぞれの問題意識に強く引きつけた「諒解関係」の解釈であった。たしかにヴェーバーは巨視的な歴史的発展の経過として「諒解行為が制定規則によってつねにいつそう包括的に合理的に規律せられるということ、およびとくに、団体が目的合理的に律せられるアンシュタルトへとつねに広範に変化していくことは、確認することができる」と述べている。(42) やや単純化すれば、「諒解関係」の「合理化」が「ゲゼルシャフト関係」、「団体」の「合理化」が「アンシュタルト」であるとみることができるとすれば、明

らかに「諒解関係」、「団体」はそれぞれ「ゲゼルシャフト関係」、「アンシュタルト」の発生基盤だといってよいはずである。だがウェーバーは『カテゴリー』には林氏が強調するほどには巨視的な歴史の発展を強く打ち出してはいないように思われる。しかし他方では折原氏が明らかにしようとしたのは「ゲゼルシャフト関係」、「アンシュタルト」がそれぞれ「諒解関係」、「団体」に「没意味化」することであった。われわれの視点からみると、〈空間的〉変容（〈制定秩序〉からの距離）がまず重要であり、それに〈時間的〉変容が重なった場合にはとりわけ大衆においては、極めて大きな〈意味変容〉が経験的に生じる傾向があると考えられる。なお両氏ともほとんど論じていない③の「市場共同態」についても④の「感情的」関係や「伝統的」関係等についても、若干統稿において論じることになる。

最後に『カテゴリー』の基礎概念論における「秩序」論の特徴を若干整理しておこう。

第一に、「秩序」と行為者との関係をみてみると、「秩序」の経験的「妥当」はもっぱら一般の社会的行為者との関係において、しかも行為者のいだけ「他者の行動に対する期待」という視点からとらえられているのが注目される。このような経験的「妥当」の「外的保障」についてはほとんど言及されていない。したがって『カテゴリー』では、「秩序」の類型的な区別（「法」と「習律」との区別）は重視されていないことがわかる。ただ「法」と「習律」の簡単な定義づけが挿入されているが、それも「秩序」の構成にほとんど役立てられていない。もちろん「共同態」類型のうち「アンシュタルト」では、「強制装置」が行為を規定することが要件であり、団体では「特定の人々」による「心理的ないし物理的な強制」が用意されていることが要件であるから、いずれの「共同態」の「秩序」も「法」と名づけられてよいはずであるが、そのような説明もない。そうしてわれわれがもっと強調したいのは「強制装置」の発動または「強制」の担い手の行為を規律する「秩序」が論じられていないということである。ただ「アンシュタル

ト行為」を規制する「秩序」とその他の社会的行為を規制する「秩序」とが区別されているだけである。このようにみてくると、『カテゴリー』では何よりもまず、一般の社会的行為と「秩序」の経験的「妥当」とがどのように理論的に関連づけられたらよいのかに重点が置かれていたと言うことができよう。

つぎに、「秩序」の「合理性」についてはどうか。「ゲゼルシャフト行為」とよばれる「目的合理的」行為と「諒解行為」との対比があるだけで、「価値合理的」行為の独自性が明確化されていない。わずかに「価値」志向的行為への言及があるだけである。『基礎概念』のように「価値合理的」行為を含む「社会的行為」の類型論も、「秩序」の「価値合理的」妥当を含む「正当な秩序」の類型論も提示されていないのである。したがって「目的合理性」の「合理性」としての理論的、な限界が「価値合理性」との対比において明らかにされていないと言わねばならない。『カテゴリー』ではただ、「諒解」との対比で「目的合理性」のいわば経験的、な限界が問題とされたのである。ヴェーバーが「行為」の「合理性」、「秩序」の「合理性」の多義性、および両「合理性」相互の関係を明らかにしようと試みたのは『基礎概念』においてであった。なお、「諒解」は『基礎概念』では「ゲマインシャフト関係」、「秩序」・「支配」の「正当性の信念」および「習律」の三つに解体されていると解される。

最後に「秩序」と「闘争」との関係がどのように分析されているかをみる必要がある。というのは、「法」・「裁判」を論じる場合には、何よりも「秩序」と「闘争（紛争）」との交錯が決定的に重要な意義をもつからである。ヴェーバーは「ゲマインシャフト行為」、「ゲゼルシャフト行為」、「諒解行為」を説明した後、これらは「絶対に『対立』の反対概念たる『共同』や『相互』⁽⁴³⁾といったものと混同されてはならない」と述べているのが注目される。ここでかれは「闘争」概念がそれらの行為や関係にどのように内在しているかに言及しているのである。「闘争」は潜在的には、

説
あらゆる種類のゲマインシャフト行為一般にわたって内在している⁽⁴⁾という指摘に出会うが、「秩序」と「闘争」とが多少とも分析的に関連づけられた理論を少くとも『カテゴリー』に求めることは難しいと言うほかない。

論
われわれはウェーバーの法社会学理論自体の中に、どの程度「秩序」形成・変容の要因となる「対立」が内在化されているかを、「基礎概念」の検討に際してもう少し詳しくとりあげることにしよう。

注

- (1) Max Weber, *W. L.*, S. 441 (林訳、三六頁)。
- (2) A. a. O., S. 441. (林訳、三六頁)。
- (3) ウェーバーは行為の「価値」志向性について次のように述べている。「第三者との意味関係をもつ行為は、行為の意味内容についての主観的に信じられた「価値」それ自体(「義務」とかそのほか何であれ)だけに純粋に方向づけられることがありうる。つまり行為は期待志向的ではなく、価値志向的でありうる」。(A. a. O., S. 442 (林訳、四一頁))。
- (4) 「ゲマインシャフト行為」の水準においてではないが、『カテゴリー』では「主観的目的合理的」行為と「客観的整合合理的」行為の類型的対比がこれまでよく論じられてきているが、その理解をめぐっては林道義氏と折原浩氏との間で論争がなされた。両氏の見解については後に「ゲゼルシャフト関係」と「諒解関係」との関連を検討する際に若干言及することになるが、「主観的目的合理性」と「客観的整合合理性」との関係についてはここでごく簡単に基本的なところだけを述べておきたい。われわれの考えによれば、両概念は『カテゴリー』の文脈のなかで理解される必要がある。両概念が論じられるのもっぱら「一、理解社会学の意味」および「二、心理学との関係」のなかにおいてである。『カテゴリー』の一、二で問題とされているのは大きく分けると二つのことである。第一は「理解社会学」に固有の対象はどのような行為であるか、その固有の対象とされないのはどのような事象であるか、である。第二は、そのような対象たる行為を理解しながら説明する方法はどのようなものであるか、である。そして両概念の構成は第二の問題に関わっている。「理解社会学」に固有の対

象とされる「行為」の最も「明証的」な理解のために構成されるのが「主観的目的合理性」および「客観的整合合理性」という「理念型」的概念にはかならない。両概念の定義をここでは検討する余裕はないので結論的に述べておくと、「主観的」、「客観的」の対比は、「行為」を「行為者」の「主観的意味」の視点からみるのか、それとも「研究者」にとって「妥当なもの」の視点からみるのか、のちがいを意味しているのであるから、簡単に言えば、「行為者」―「研究者」の対比だといつてよい。したがって「目的合理的」行為と「整合合理的」行為の類型的対比も「理解社会学」の対象としての「行為」をいわば対象の属性を指標にして類型化されているのではなく、そもそも対象としての「行為」を「明証的」に理解するために研究者はどのような「行為」の「理念型」的構成を方法的に用いるのがよいのか、という視点から類型化されている、とすることが出来る。なお「主観的目的合理性」と「客観的整合合理性」の理解については次のものに所収の論文が参考になる。林道義『ウェーバー社会学の方法と構想』（岩波書店、昭四五）、折原浩『危機における人間と学問』（未来社、一九六九）、池田昭『ウェーバー宗教社会学の世界』（勁草書房、一九七五）、中野敏男『マックス・ウェーバーと現代』（三一書房、一九八三）。

- (5) M. Weber, a. O., S. 442 (林訳、三八頁)。
- (6) A. a. O., S. 443 (林訳、四二頁)。
- (7) A. a. O., S. 456 (林訳、六二頁)。
- (8) A. a. O., S. 452-453 (林訳、五六頁)。
- (9) A. a. O., S. 458 (林訳、六五頁)。
- (10) すでに林道義氏は『慣習律』の『実効性』がほとんどの場合に、『諒解』の『実効性』の主要な部分をなしていると考えてきしつかえない」と述べている。「林道義『ウェーバー社会学の方法と構想』（岩波書店、昭四五）八二頁」。
- (11) M. Weber, a. O., S. 446 (林訳、四四―四五頁)。
- (12) A. a. O., S. 456 (林訳、六四頁)。

- (13) A. a. O., S. 446 (林訳、四四頁)。
- (14) A. a. O., S. 446 (林訳、四四頁)。なお、ウェーバーは「秩序」との関連で、「意図としては主観的には秩序適合的であるが、秩序の平均的意味からはずれた行為」を「客観的に『異常な』行為」と名づけているのは注目される。〔A. a. O., S. 446 (林訳、四四頁)〕。
- (15) A. a. O., S. 466 (林訳、七八―七九頁)。
- (16) A. a. O., S. 466 (林訳、七八頁)。
- (17) A. a. O., S. 466 (林訳、七八頁)。
- (18) A. a. O., S. 466 (林訳、七九頁)。
- (19) A. a. O., S. 468 (林訳、八二頁)。
- (20) A. a. O., S. 447 (林訳、四六一―四七頁)。なお「目的結社」は「ゲゼルシャフト関係の合理的な理念型」である。
- (21) A. a. O., S. 469 (林訳、八三頁)。
- (22) A. a. O., S. 469 (林訳、八三―八四頁)。
- (23) A. a. O., S. 469 (林訳、八四頁)。
- (24) A. a. O., S. 469 (林訳、八四頁)。
- (25) A. a. O., S. 469 (林訳、八四頁)。
- (26) A. a. O., S. 470 (林訳、八五頁)。なお、この「授与権」は「アンシュタルト」だけでなく「団体」についても言われて
59。
- (27) A. a. O., S. 470 (林訳、八六頁)。
- (28) A. a. O., S. 457 (林訳、六四頁)。
- (29) A. a. O., S. 460―461 (林訳、六九頁)。

- (30) A. a. O., S. 461 (林訳、七〇頁)。
- (31) A. a. O., S. 467 (林訳、八一頁)。
- (32) A. a. O., S. 467 (林訳、八〇頁)。
- (33) 林道義、『ウェーバー社会学の方法と構想』(岩波書店、昭四五) 八〇頁。
- (34) 林道義、同書、八〇頁。
- (35) 林道義、同書、八一頁。
- (36) 折原氏が「没意味化」を問題提起したのは、「マックス・ウェーバーにおける〈没意味化〉の概念―近代主義批判の一視点」〔折原浩『危機における人間と学問』(未来社、一九六九) 所収〕においてであった。
- (37) 折原浩、同書、四〇二頁)。
- (38) 折原浩、同書、四〇三頁)。
- (39) 折原浩、同書、四〇七頁。なお、この部分は「諒解」の定義に続いて書かれたものであるが、折原氏の考えが理解しやすすいように、これを「ゲゼルシャフト関係」の説明に接合したものである。
- (40) M. Weber, a. a. O., S. 472-473 (林訳、八九―九〇頁)。
- (41) A. a. O., S. 473 (林訳、九〇頁)。
- (42) A. a. O., S. 471 (林訳、八六―八七頁)。
- (43) A. a. O., S. 462-463 (林訳、七三頁)。
- (44) A. a. O., S. 463 (林訳、七四頁)。

(未完)